



補助対象エリア

- ・淡路地域
(洲本市, 南あわじ市, 淡路市)
- ・播磨地域の一部
(西脇市, 多可町, 神河町, 赤穂市, 宍粟市, 上郡町, 佐用町, たつの市(旧新宮町の区域に限る。))
- ・但馬地域
(豊岡市, 養父市, 朝来市, 香美町, 新温泉町)
- ・丹波地域
(篠山市, 丹波市)

この補助事業を 応援してくれる企業募集中

多自然地域へのIT関連事業所の誘致を推進するため、兵庫県と強調しながら、広報活動について自主的に取り組んでいただく「多自然地域へのIT関連事業所誘致協力企業・団体（略：多自然IT誘致協力企業）」を募集しています。

兵庫県産業労働部産業振興局新産業課
〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話 078-362-3054
ファクス 078-362-4466
URL <http://www.hyogo-it.jp>
Facebook <https://www.facebook.com/hyogoit>

多可町役場地域振興課
〒679-1192
兵庫県多可郡多可町中区中村町 123
電話 0795-32-4779
ファクス 0795-32-3814
URL <http://www.town.taka.lg.jp>

兵庫の自然のなかで働いてみませんか



田舎へのIT関連企業の進出支援

いなか

～サテライトオフィス進出支援～

兵庫県の 補助制度 ご案内

補助内容

賃借料	最大180万円 (3年間)
通信回線使用料	最大180万円 (3年間)
人件費(高度IT人材)	1人当たり300万円 (3年間)
建物改修費	最大150万円 (開設時)
事務機器取得費	最大50万円 (開設時)

京阪神から、車で1時間半！

自然豊かな

「多可町」

ICTを活用したサテライトオフィスを開設しませんか？

多可町ではサテライトオフィスを開設した場合、上記の兵庫県の補助制度に加えて、多可町の補助制度は併用できるようになりました。

多可町の 補助制度 ご案内

補助内容

賃借料	最大90万円 (3年間)
通信回線使用料	最大90万円 (3年間)
建物改修費	最大75万円 (開設時)
事務機器取得費	最大25万円 (開設時)

～新しいワークスタイルを応援します～

多自然地域における産業振興や地域の活性化を図るため、県下に整備された超高速・高速通信ネットワークを活用し、多自然地域にIT関連の事業所を開設するIT関連事業者に経費の一部を補助する

補助対象

IT関連事業者であって、多自然地域において、空き家、空き店舗などの利用されていない施設等を利用し、新たにIT関連の事業所を開設し、継続的に3年以上の事業を行う者

ひょうごの多自然地域ではじめる
ICTを活用したIT関連企業の進出支援
～いなかへのサテライトオフィス進出を応援します～

<http://www.hyogo-it.jp/>

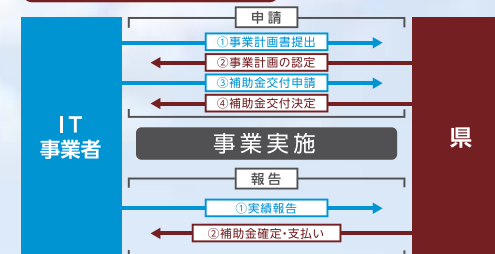
補助対象となる事業

IT（情報通信）技術を活用した製品・ソフトウェア・コンテンツなどを開発、またはサービス提供を行う事業

IT関連事業	WEB制作・デジタルコンテンツ制作 / システム開発・プログラミング関連 / CG・ゲームソフト制作関連・デザイン
ITを活用したサービス関連事業	インターネットビジネス（販売・eコマース、広告、地域情報の提供等） / ITビジネススクール
上記に掲げるIT関連事業を実施する共有スペースを提供する事業	コワーキングスペースの開設・運営

上記事業内容であっても、新たに開設する事業所が単に物流倉庫等である場合は補助対象外

補助金申請・交付の手続き



賃借料 最大180万円 (3年間)

◎対象要件

新たに開設するIT関連の事業所の賃借料
なお、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に
混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象
外とする。

◎補助額 ※消費税は補助対象外
5万円／月、60万円／年の範囲内
補助対象経費の1/2以内

対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は
対象事業費の1/2を補助

◎補助期間

利用開始から36カ月までの間
支払いについては、6カ月ごとの精算払いとする。

通信回線 使用料 最大180万円 (3年間)

◎対象要件

新たに開設するIT関連の事業所において、
補助事業者が支払う通信回線使用料
通信回線使用料には、インターネット接続費のほか、専
用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料
など、通信回線を利用して事業を行うために必要な一連
の経費を含むものとする。

◎補助額 ※消費税は補助対象外
5万円／月、60万円／年の範囲内
補助対象経費の1/2以内

対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は
対象事業費の1/2を補助

◎補助期間

利用開始から36カ月までの間
支払いについては、6カ月ごとの精算払いとする。

人件費 (高度IT人材) 1人当たり300万円 (3年間)

◎対象要件

新たに開設するIT関連の事業所に勤務する
高度IT技術者に係る人件費
ただし、次の者にかかるものを対象とする。
(1) 独法情報処理推進機構が実施する情報処理技術
者試験のうち高度試験の合格者
(2) 民間企業における(1)と同等の資格を有する者
(3) (1)と同等以上の技術(開発実績)を有する者

◎補助額
100万円／人・年

◎補助期間

業務開始から36カ月までの間
支払いについては、1年ごとの精算払いとする。

建物 改修費 最大150万円 (開設時)

◎対象要件

新たに開設するIT関連の事業所に必要とな
る建物改修費
ただし、対象工事費が100万円以上の場合に限り、補
助対象となる。
なお、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に
混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象
外とする。

◎補助額 ※消費税は補助対象外
150万円
補助対象経費の1/2以内

対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は
対象事業費の1/2を補助

◎補助期間

事業所開設時1回限り

事務機器 取得費 最大50万円 (開設時)

◎対象要件

新たに開設するIT関連の事業所に必要とな
る事務機器取得費

◎補助額 ※消費税は補助対象外
50万円
補助対象経費の1/2以内

対象事業費の1/2が補助限度額を下回る場合は
対象事業費の1/2を補助

◎補助期間

事業所開設時1回限り

多可町内にサテライトオフィス 進出を検討中の皆様へ

多可町でサテライトオフィスを開設した場合は
兵庫県の補助制度に加え、下記に記載の多可町
が実施する補助制度が併用できるようになりま
した。

賃借料 最大90万円 (3年間)

◎対象要件

兵庫県（上記）と同様

◎補助額

補助対象経費の1/4以内
補助（限度）額 2.5万円／月
(30万円／年の範囲内)

◎補助期間

利用開始から36ヶ月を限度とする。

通信回線 使用料 最大90万円 (3年間)

◎対象要件

兵庫県（上記）と同様

◎補助額

補助対象経費の1/4以内
補助（限度）額 2.5万円／月
(30万円／年の範囲内)

◎補助期間

利用開始から36ヶ月を限度とする。

建物 改修費 最大75万円 (開設時)

◎対象要件

兵庫県（上記）と同様

◎補助額

補助対象経費の1/4以内
補助（限度）額 75万円

◎補助期間

事業所開設時1回限り。

事務機器 取得費 最大25万円 (開設時)

◎対象要件

兵庫県（上記）と同様

◎補助額

補助対象経費の1/4以内
補助（限度）額 25万円

◎補助期間

事業所開設時1回限り。

多可町の補助制度に関することは、多可町役場 地域振興課（電話 0795-32-4779）へ
お問い合わせ下さい。